

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び財務規則（昭和56年4月28日規則第6号。以下「財務規則」という。）第73条の規定により公告する。

令和 8年 2月 2日

稻美町長 中 山 哲 郎

1. 入札に付する事項

- (1) 案件番号 5070103
- (2) 案件名称 稲美町配水場及び処理場で使用する電力調達
- (3) 仕様等 別紙「稻美町配水場及び処理場で使用する電力調達仕様書」のとおり
- (4) 供給期間 令和 8年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

2. 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 令和7年度稻美町入札参加資格者名簿（物品・製造の請負・サービス）に登録されていること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 稲美町の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 公告日において納期限が到来している稻美町税を開札日の前日までに完納していること。
- (7) 公告日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。
- (8) 稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (9) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3. 入札方法及び契約方法

- (1) 契約の締結は、単価契約（税込）により行うので、入札にあたっては、基本料金、月別の電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税額を加算した単価で積算した予定総額（税込）を入札書に記載すること。

落札の決定は、上記(1)による単価に基づいて算定された、電力供給期間（2年間分）に係る電気料金（基本料金と電力量料金の合計）の予定総額の比較によって行う。

なお、この額には電力の供給に必要な一切の諸費用を含めることとする。

（ただし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は別とする。）

- (3) 落札決定は有効な予定総額で入札した者のうち、最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (4) 契約単価は、落札者の入札金額（積算内訳書に記載された単価）とする。
- (5) 入札参加申込み書類の送付封筒に同封の書類のうち、入札書のみ入札書用封筒（二重封筒）に入れ、封筒に案件名称等を記載し、割印をしてください。
- (6) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳書を入札書に添えて提出すること。
積算内訳は、別添様式（積算内訳書）に記入のこと。内訳書は一まとめとし、ホッチキス止めすること。
- (7) 契約書は施設ごとに作成することとし、契約書の様式については協議によるものとする。

4. 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）までダウンロード可能
- (2) 方法

上記の期間中、稻美町ホームページで仕様書等のデータファイルをダウンロードすることができます。

5. 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAXにより経営政策部総務課財務係へ仕様書等に関する質問書（指定様式）により提出してください。

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月） 正午（午後0時）まで

FAX : 079-492-5162

稻美町経営政策部総務課財務係宛

- (2) 質問に対する回答

令和8年2月10日（火）中に稻美町ホームページにおいて公表します。

6. 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封入封かんし、封筒の表面に郵便封筒表紙（稻美町配水場及び処理場）を貼り付けてください。
ア 稲美町郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（指定様式）
イ 入札書（指定様式）
ウ 積算内訳書（指定様式）
エ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
オ 国税納税証明書（その3の3）（写可）
※令和8年2月1日以降に発行されたもの
- (2) 入札書等を封入封かんした封筒の提出方法は、稻美郵便局留の一般書留郵便により提出に

限ります。なお、郵送に係る費用は入札者の負担とします。

ア 令和8年2月10日(火)中に、稻美町ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 稲美郵便局への郵便物の必着期限は、令和8年2月18日(水)です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により入札書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

7. 開札日時及び場所

(1) 日 時 令和8年2月20日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 稲美町役場 303会議室

8. 入札保証金 免除

9. 契約保証金

入札金額（予定総額）の10分の1以上を納付すること。ただし、財務規則第92条第1項の各号に該当する場合は、免除する場合があります。

10. 消費税の取扱い

入札価格の算定にあたっては、消費税率10%とした単価を用いること。

11. 契約条項等を示す場所

財務規則等については、稻美町ホームページにおいて閲覧することができます。

12. 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「町契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額（予定総額）が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに、当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

また、稻美町指名停止基準の規定により、指名停止措置を行います。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、稻美町に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

13. 入札に関する条件

(1) 入札書が所定の日時までに到着していること。

(2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

(4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。

(5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

14. 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加申請書、入札書、その他入札書と同時に提出すべき必要書類が入札参加申込封筒に同封されていない入札。
- (2) 入札参加申請書又は入札書に入札者の記名押印のない入札。
- (3) 入札参加申請書及び入札書に記載された事項が異なる入札。
- (4) 1枚の入札参加申込封筒の中に、複数の入札の入札書等を同封した入札。
- (5) 1枚の入札参加申込封筒の中に、同一の入札について複数の入札書等を同封した入札。
- (6) 入札参加申込封筒に記載した事項と、その封筒に同封された入札参加申請書、入札書用封筒、入札書に記載された事項が異なる入札。
- (7) 入札書、その他入札書と同時に提出すべき必要書類に鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入した入札。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札。
- (9) 案件名称、入札金額、日付、入札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載のない入札又は不明瞭な入札。
- (10) 入札金額を訂正した入札。
- (11) 談合その他の不正行為によって行なわれたと認められる入札。
- (12) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札。
- (13) 提出を要する旨を定めた入札について、入札書等にそれが添付されていない入札、又は契約実績その他の条件が満たされていない入札。
- (14) 郵便封筒表紙の記載内容に誤り又は漏れのある入札。
- (15) 予定価格を超える金額を記載した入札。
- (16) 入札に関する条件に違反した入札。

15. その他

- (1) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この電力調達の入札に参加を希望する方は、事前に必ず稻美町ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (2) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、稻美町指名停止基準により措置されます。
- (3) 料金の算定上必要な計器及び付属装置等は、一般電気事業者において取り付けることとします。
- (4) 取引用計量器は、一般電気事業者の所有とします。
- (5) 本電力調達については、令和8年度および令和9年度予算の成立を前提に行うものであり、契約締結後、予算が成立しなかった場合、並びに当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除又は変更することがあります。